

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (25) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (砂防課)	急傾斜地崩壊危険区域 (法3)	建設事務所長 砂防事務所長 (委任)	許 可 建設事務所 (維持管理課) 砂防事務所 (総務課)	(行為の制限) 1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 3 のり切、切土、掘さく又は盛土 4 立木竹の伐採 5 木竹の滑下又は地引による搬出 6 土石の採取又は集積 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	法7 (適用除外) 法7① ただし書 令2	
[適用除外] 1 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 2 当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為 3 水田（地割れその他の土地の状況により水の浸透しやすい水田を除く。）に水を放流し、又は停滞させる行為 4 かんがいの用に供するため、土地（水田及び地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）に水を放流する行為 5 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した水を土地（地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）に放流する行為 6 用排水路に水を放流する行為 7 ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為 8 除伐又は倒木竹若しくは枯損木竹の伐採 9 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲				げる行為 (1) 長さが3m以下ののり切で、のり面の崩壊を生じさせないもの (2) 高さが50cm以下の切土又は深さが50cm以下の掘さくで、急傾斜地の下端から2m以上離れた土地で行うもの (3) 高さが2m以下の盛土 (4) 木竹の滑下又は地引による搬出 (5) 地表から50cm以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から2m以上離れた土地で行うもの (6) 載荷重が1㎡につき2.5t以下の土石の集積 10 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為 (1) 9(1)に掲げる行為 (2) 高さが50cm以下の切土又は深さが50cm以下の掘さくで、水の浸透又は停滞を増加させないもの 11 その他他法令の定めにより行う行為		
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律 (砂防課) 1 (26)	土砂災害特別警戒区域 (法9)	知 事	届 出 建設事務所 (維持管理課) 砂防事務所 (総務課) ↓ 砂防課	(行為の制限) 区域内における開発行為で、建築が予定されている建築物の用途が次に掲げるもの（特定開発行為） 1 住宅（自己の居住の用に供するものを除く。） 2 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設 3 特別支援学校及び幼稚園 4 病院、診療所及び助産所	法10	「開発行為」 都市計画法4⑫に定める開発行為。主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。